

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成31年1月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800400号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800027号

第1 結論

請求期間のうち、昭和61年7月から昭和63年2月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年6月から平成5年3月まで

年金記録では国民年金保険料が未納となっている期間のうち、昭和61年6月から同年8月までの期間については、保管していた預金通帳に国民年金保険料を口座振替した記録があり、この時期から口座振替により国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和61年7月から昭和63年2月までの期間については、請求者から提出されたA金融機関の請求者名義の預金通帳(以下「預金通帳」という。)及び同金融機関から提出された当該預金口座に係る普通預金元帳(以下「預金元帳」という。)により、昭和61年7月から昭和62年3月までは7,100円、同年4月から昭和63年2月までは7,400円が毎月引き落とされていることが確認でき、当該預金通帳及び預金元帳における摘要欄の記載内容並びに当時の国民年金保険料額から、当該引落とし額は昭和61年7月から昭和63年2月までの国民年金保険料が口座振替によりB市に納付されたものであると認められる。

また、戸籍の全部事項証明、改製原戸籍及び改製原戸籍の附票により、請求期間において請求者の住所地がB市であること及び請求者と同居していた親族はいなかったことが確認でき、ほかに上記預金通帳及び預金元帳により口座振替納付されたことが確認できる国民年金保険料が請求者以外のものであることを示す関連資料も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和61年7月から昭和63年2月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和61年6月及び昭和63年3月から平成5年3月までの期間につ

いては、預金元帳により、当該期間に係る国民年金保険料が引き落とされていないことが確認できるところ、請求者は、口座振替以外の方法で国民年金保険料を納付した記憶は無く、国民年金保険料の口座振替を行っていた預金口座は当該預金元帳で確認できる口座のほかには無かったと陳述している。

また、B市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が確認できる資料は無い旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間のうち、昭和61年6月及び昭和63年3月から平成5年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和61年6月及び昭和63年3月から平成5年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。